

2025年12月10日

がん登録等の推進に関する法律  
第20条に基づく情報の提供

予後情報提供へ至るまでの病院への  
働きかけ及びサポートについて

東京都がん登録室

宮下佳也子

# はじめに

がん拠点病院は国立がん研究センターへ  
生存率データを報告するために全国がん登録  
の生存情報を活用する必要がある

院内患者の予後情報を取得するには、  
がん登録等推進に関する法律第20条に  
基づき都道府県がん登録室に申請

東京都は2022年から年間約40病院へ  
予後情報を提供している

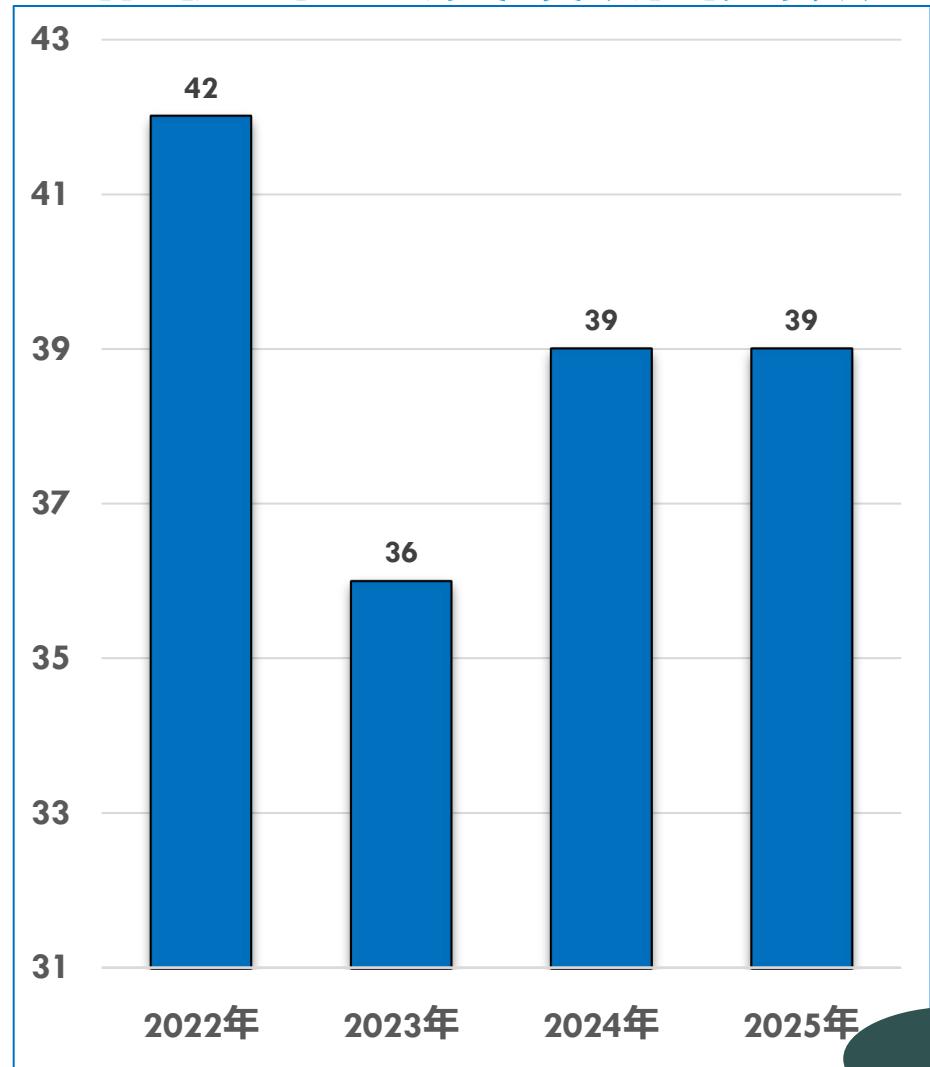
予後情報の提供について、病院への働きかけの過程で  
得られた反省点と改善点を踏まえて報告する。

# がん登録等推進法に基づく第20条情報の提供状況

## 東京都拠点病院内訳

国指定	国がん対策中核的機関 がん診療連携拠点病院	1
	都道府県がん診療連携拠点病院	2
	地域がん診療連携拠点病院	26
	地域がん診療連携拠点病院 (特異型)	1
	地域がん診療病院	1
	小児がん拠点病院	2
都指定	東京都がん診療連携拠点病院	8
	東京都がん診療連携協力病院	20
合計		61

## 情報の提供実績(病院数)



# 申請受理から情報の提供まで

情報の提供窓口組織  
→東京都がん登録室にて受付

申出書受理し、書類審査を経て室長決済後、  
申出者へ応諾通知を送付する。  
(処理には約1ヶ月を要す)  
各病院へ予後情報のデータを発送する。

## 申請方法の変遷

2022年：メール受理

↓  
2023年:東京共同電子申請・届出サービス

↓  
2025年:LoGoフォーム  
(共同電子サービス)

とうきょう健康ステーションホームページ



HOME > 受けよう！がん検診 > 東京都の取組:関係機関の方へ > 東京都がん登録事業 > がん登録情報の提供

## がん登録情報の提供

東京都では、『がん登録等の推進に関する法律』(平成25年法律第111号)、『東京都がん登録事業実施要綱』、『東京都がん登録情報及び地域がん登録情報等の提供に関する事務処理要領実施要綱』(以下、事務処理要領)等の諸規定に基づき、都道府県がん情報(全国がん登録情報のうち東京都に係る情報)及び地域がん登録情報等の提供を行っています。

- 提供可能ながん登録情報

現在提供可能な登録情報とそのデータ定義は、『**情報管理リスト**』(事務処理要領別記様式1)([PDF:484KB](#))のとおりです。

※ 提供情報は、電子データです。上記データ定義は、国立研究開発法人国立がん研究センター発行『全国がん登録情報等の提供 データ定義』に基づいています。

※ 東京都では、現在、罹患年次(診断年次)2020年までの情報の利用に係る東京都相談及び由由書を受ける

#### ▶ 主な生活習慣病の発症・重症化予防

- 受けよう！がん検診
  - 「がん」』という病気について
  - がんを予防するためには
  - がん検診について
  - がん検診の統計データ・調査
  - がん検診啓発キャンペーン
  - 区市町村・医療機関向け事業
  - 職場のがん検診受診率を上げ
  - 区市町村のがん検診担当部署

# とうきょう健康ステーションホームページ

## ● 情報提供の手続きの流れ

情報提供の手続きは、以下のとおりです(提供依頼申出者の別や情報の利用目的によって異なります。)。

なお、事前相談や提供依頼申出及び提供後の報告等は、「[Logoフォーム](#)」を利用して行っています。

### 都内区市町村のがん対策の企画立案又は実施を目的とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式点検(必要に応じて申出書の修正依頼)

#### 4. 東京都がん登録審議会による審査

#### 5. 審査結果(応諾・条件付応諾・不応諾・保留)の通知

※ 条件付応諾の場合、申出書等の修正、審議会会長による確認等が必要です。

修正報告書の提出([Logoフォーム](#)へ)。

※ 不応諾の場合、情報の提供・利用はできません。

※ 保留の場合、書類の追加提出等の上、次回審議会での継続審査となります。

#### 6. 情報の提供・利用(申出者からのリンクエージ情報の提出が必要な場合あり)

#### 7. 成果の公表予定内容の報告([Logoフォーム](#)へ)及び成果の公表

#### 8. 利用期間終了後、廃棄処置報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 9. 利用期間終了後、実績報告([Logoフォーム](#)へ)

### がんに係る調査研究を目的とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式点検(必要に応じて申出書の修正依頼)

### 都内の病院又は指定診療所であって自施設が届出を行った情報を必要とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式点検(必要に応じて申出書の修正依頼)

※ 東京都がん登録審議会による審査を行う場合があります。

#### 4. 審査結果(応諾・条件付応諾・不応諾・保留)の通知

※ 条件付応諾の場合、申出書等の修正、窓口組織による確認等が必要です。

修正報告書の提出([Logoフォーム](#)へ)

※ 不応諾の場合、情報の提供・利用はできません。

※ 保留の場合、書類の追加提出等の上、継続審査となります。

#### 5. 情報の提供・利用(申出者からのリンクエージ情報の提出が必要な場合あり)

#### 6. 成果の公表予定内容の報告([Logoフォーム](#)へ)及び成果の公表

#### 7. 利用期間終了後、廃棄処置報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 8. 利用期間終了後、実績報告([Logoフォーム](#)へ)

### その他(共通)

#### 1. 窓口組織への情報提供申し出の取下げ([Logoフォーム](#)へ)

#### 2. 窓口組織への申出内容変更(がん情報等の利用期間中)([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. がん情報等の利用に係る調査研究進捗状況の報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 4. がん情報等の利用状況に係る情報の取扱いに関する報告([Logoフォーム](#)へ)

# 第20条情報の提供に係る病院への説明(2025年)

時期	手段	主な内容
1月	がん登録実務者連絡会※ (オンライン開催)  <b>説明時間:約20分 (パワーポイント使用)</b>	受付期間及び提供時期のスケジュール(大まかな予定)告知 事前相談を含めた申請方法等
4月	メールによる周知 (対象:拠点病院)	新たに受付期間等スケジュールを再調整した上で案内
6月	がん登録実務者連絡会※ (オンライン開催)	申出用紙・誓約書の書式変更のお知らせ 電子申請アクセス場所先提示 (2026年以降の申請について)

※東京都がん診療連携協議会がん登録部会実務者連絡会

# 1月：がん登録実務者連絡会での病院への説明内容

## 1 スケジュールの提示

申出受付期間および提供時期について

（年次データが未確定のため、大まかな予定をお知らせ）

## 2 情報提供に係る申請の手続き

①とうきょう健康ステーション申請ページの案内

②必要添付書類：申出書および誓約書の提示

③申出書の記入方法：具体的な記載例を示し、解説

※疑問点や質問には、メールや電話で隨時対応

# 1月：説明内容資料（一部抜粋）：申請手続きの流れ

## 情報提供申出手続きの流れ(事前相談まで)

1. 東京都共同電子申請サービスLoGoフォームへログイン
  - ・アカウント取得し、申請者IDを登録
  - ・「都道府県がん情報等提供依頼申出に関する事前相談（検討段階でのお問合せ）」のページから窓口組織（東京都がん登録室）への申請
  - ・東京都共同電子申請サービスLoGoフォームから申出番号の通知

① 通知された申出番号を入力しないと申請ができない。この時点での申出書の添付は不可。

事前相談の時点

## 情報提供申出手続きの流れ(申出書提出)

2. 東京都共同電子申請サービスLoGoフォーム「病院等による都道府県がん情報等の提供の求め」のページからの申請（電子媒体での申出書類一式の提出）

とうきょう健康ステーションの「がん登録情報の提供」ページ <http://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/chiikigan/jouhouteikyou/index.html>

  - ・申出に必要となる様式は、上記の各ページにあります。

### 添付書類

様式2-2 都道府県がん情報等提供依頼申出書(病院等用)  
別紙含む

様式2-3 情報の提供の申し出に係る誓約書

# 1月：説明内容資料（一部抜粋）：申出書記載のポイント

## 申出書記載のポイント

### （提供依頼申出者：病院等の管理者）

氏名欄には『医療機関名称』と『管理者氏名』を記入（管理者公印は不要）

### 申出番号

事前相談時に通知された番号を記入

### 根拠規定（該当する根拠にチェック）

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第20条
- 東京都がん登録事業実施要綱（30福保健第915号）第12条

生存確認情報の提供は、2016年以降の診断症例  
(法律に基づく全国がん登録情報)についてのみ可能

### 添付書類（添付した書類にチェック）

- 別記様式2-3「情報の提供の申出に係る誓約書」（第7条第2項関係）

必須

### 1 情報の利用目的

- 院内がん登録のため
- がんに係る調査研究のため

『院内がん登録全国集計（予後情報付き集計）』提出の場合は、  
「院内がん登録のため」にチェック

## 申出書記載のポイント（続）

### 2 利用者の範囲

提供情報や中間生成物の集計・加工・閲覧等に直接携わる全員を記載

役割欄には、集計・加工・閲覧等の作業の何を担当するのかを記載

行が足りない場合は、追加して全員を記載

記載例

氏名	所属機関・職名	役割	利用場所
		集計・加工	
		加工	
		閲覧	

役割欄は、通常業務でなく、今回提供される  
がん登録の情報に関しての役割を記入

## 4月：情報の提供申請案内を通知する際の注意点

1国より  
年次確定と  
データ提供可能  
時期の確認

2院内がん登録  
支援サイトより、  
病院の提出時期  
の情報獲得

1・2確認の上  
申請受付期間と  
情報の提供時期  
を調整

資料修正後  
病院へ案内  
メールを送信

## 情報の提供発送まで(2025年)



# 申請手続きにおける課題とその背景

**申請：「病院等」  
「都内区市町村」  
「調査研究」から  
提出**

- URLが添付できず電子申請の提出先周知が行き届いていなかった。

**事前相談以降手続き  
未申請のケース**

- 事前相談後申請書類提出と電子申請が二回必要だが、周知が不足した。

**病院からの申請  
を見落とす恐れ**

- 病院担当者との間で情報共有が不十分双方が全体の状況を把握しきれていない

# 6月：がん登録実務者連絡会での病院への説明内容（一部抜粋）

## ● 情報提供の手続きの流れ

情報提供の手続きは、以下のとおりです(提供依頼申出者の別や情報の利用目的によって異なります。)。

なお、事前相談や提供依頼申出及び提供後の報告等は、「[Logoフォーム](#)」を利用して行っています。

### 都内区市町村のがん対策の企画立案又は実施を目的とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式点検(必要に応じて申出書の修正依頼)

#### 4. 東京都がん登録審議会による審査

#### 5. 審査結果(応諾・条件付応諾・不応諾・保留)の通知

※ 条件付応諾の場合、申出書等の修正、審議会長による確認等が必要です。

修正報告書の提出([Logoフォーム](#)へ)。

※ 不応諾の場合、情報の提供・利用はできません。

※ 保留の場合、書類の追加提出等の上、次回審議会での継続審査となります。

#### 6. 情報の提供・利用(申出者からのリンクエージ情報の提出が必要な場合あり)

#### 7. 成果の公表予定内容の報告([Logoフォーム](#)へ)及び成果の公表

#### 8. 利用期間終了後、廃棄処置報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 9. 利用期間終了後、実績報告([Logoフォーム](#)へ)

### がんに係る調査研究を目的とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式占拠(必要に応じて申出書の修正依頼)

### 都内の病院又は指定診療所であって自施設が届出を行った情報を必要とする方

#### 1. 窓口組織への事前相談([Logoフォーム](#)へ)

※ 提供依頼申出は、事前相談実施後に受け付けます。

#### 2. 窓口組織への申出書の提出([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. 窓口組織による申出書の形式点検(必要に応じて申出書の修正依頼)

※ 東京都がん登録審議会による審査を行う場合があります。

#### 4. 審査結果(応諾・条件付応諾・不応諾・保留)の通知

※ 条件付応諾の場合、申出書等の修正、窓口組織による確認等が必要です。

修正報告書の提出([Logoフォーム](#)へ)

※ 不応諾の場合、情報の提供・利用はできません。

※ 保留の場合、書類の追加提出等の上、継続審査となります。

#### 5. 情報の提供・利用(申出者からのリンクエージ情報の提出が必要な場合あり)

#### 6. 成果の公表予定内容の報告([Logoフォーム](#)へ)及び成果の公表

#### 7. 利用期間終了後、廃棄処置報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 8. 利用期間終了後、実績報告([Logoフォーム](#)へ)

### その他(共通)

#### 1. 窓口組織への情報提供申し出の取下げ([Logoフォーム](#)へ)

#### 2. 窓口組織への申出内容変更(がん情報等の利用期間中)([Logoフォーム](#)へ)

#### 3. がん情報等の利用に係る調査研究進捗状況の報告([Logoフォーム](#)へ)

#### 4. がん情報等の利用状況に係る情報の取扱いに関する報告([Logoフォーム](#)へ)

## 1 資料のカスタマイズ

申請の提出先および必要書類の明確化

事前相談から情報提供までの流れを示すフローチャートを作成

## 2 病院の担当者に対する個々の対応

事前相談から申請書提出を経て、データ発送まで状況に応じてサポートする

## 3 年間毎に申請病院一覧表を作成

申請歴を確認の上、申し込みが途絶えた病院には連絡する

**病院が滞りなく申請手続きを進められるよう、  
支援とフォローの充実を図る。**